

第3章 津山市の歴史文化の特徴

日本最西端の内陸国

津山市の所在する美作国は、東は播磨（兵庫県）、南は備前・備中（岡山県）、北は因幡・伯耆（鳥取県）に囲まれている、国全体が海に面しない内陸の山間地で、山々の間に盆地が点在している。

国全体が山間部であるため、「続日本紀」に、政府に収める税等の輸送が極めて困難であるため、米の代わりに輸送しやすい綿や鉄を納めることを許可する申し出をし、認められたとの記述があるように、物流の困難さは内陸国ならではの悩みであった。

産業については、農業が全般的に地理的な制限を受け耕地に恵まれず、土地生産性も高くなかったため、生活手段として林業や牧畜、製鉄業（たたらによる）等が、発達した。

このように地勢的な制限を受けながらも、それを何とか克服しようとする人々の営みによって、美作国の歴史文化が形成されており、岡山県内はもとより、特に美作国以西には内陸国は存在しないことから、西日本においても独特の歴史文化を形成して今日に至っている。

01 自然とともに生きる（中国地方最大の盆地の豊かな自然とともに育まれてきたまち）

中国山地は、山頂が標高1,000m～1,200m程度で、谷底から見る山腹傾斜は急であるが、山頂はなだらかで丸みを帯びている。脊梁山地としては高さや起伏において際立った存在ではないが、自然・社会・文化の上で山陽と山陰を分ける役割を果たしている。

津山盆地は、東西約30km、南北は最大で約15kmあり、面積は約300km²で津山市、奈義町、勝央町の大部分と美作市、鏡野町、美咲町の一部区域を含んでいる。

中国山地には、花崗岩地帯が広がり、江戸時代、中国山地を中心とした地域は、鉄の産地として全国生産の6割を占めていたといわれる。砂鉄の採取は、花崗岩の風化土を削り取り、それを人工水路に流し、砂鉄を沈殿させて行われた。これを鉄穴流しといい、津山市加茂地域では、その鉄穴流しが盛んに行われていた。このため、花崗岩の山は大きく削り取られ、その痕跡は今でも確認することができる。

津山盆地の南縁は、標高300m程度の山地となっており、津山盆地の南に連座する神南備山付近の凝灰角礫岩が分布しており、この岩は通称「津山石」といわれ、津山城の石垣や城下町建設でも用いられた。



神南備山からの展望

また、中国山地の地形によって風向・風速がかなり左右されており、その典型的な例が津山市東部や奈義町を中心とした、那岐山の南麓一帯に起こる強い局地風の広戸風である。この広戸風が吹く地域では、宅地の防風林を配している家が多くみられ、独特の景観を有している。

農村では、四季を通じた農作業を暮らしの基本としていた。季節ごとの農作業やその準備作業は、農村の行事とも結びつき、景観・風土や産品とも相まって、農村独特の文化を形成してきた。特に祭りは、地域ごとに今も引き継がれてきており、これらの祭りは暮らしに密着した農村文化である。

02 悠久の歴史と文化のふるさと (古代から現在にいたる時代の変遷がたどれるまち)

和銅6(713)年に備前北部の6郡を割いて美作国が設置された。その美作国の重要な施設が配された場所が津山盆地であった。美作国府は、宮川右岸の段丘上の総社地内におかれ、数次にわたる発掘調査により建物の配置などがわかってきている。美作国分寺は吉井川の河岸段丘上の国分寺地内におかれた。美作の一宮である中山神社は、現在の市街地を流れる宮川をさかのぼり、鶴ノ羽川のほとりに位置している。永禄2(1559)年建立とされる本殿は、いわゆる「中山造」とよばれる、美作独特の建築様式であり、中山造の建築は市内を中心として今も多くが残る。中世には、美作の中心地は、現在の市街地の西端の院庄の地にうつり、院庄館跡(史跡)が守護館跡であるとされている。江戸時代に入り、現在の中心市街地に位置し吉井川と宮川の合流地点近くの鶴山に津山城を築き、あわせて、城を中心に東西に細長い城下町を作っていった。明治に入り、津山城は石垣を残してすべての建物が取り壊されたが、現在も鶴山公園として市民の憩いの場として利用されている。城下町については城の東側の城東地区が、重要伝統的建造物群保存地区に指定され、伝統的な町並みを活かした取組みがなされている。明治期以降の遺産は近年「近代化遺産」として注目されており、旧津山扇形機関車庫、転車台のように現在も活用されながら保存されているものも多く残っている。

このように津山市域は、それぞれの時代ごとの岡山県北部の中心地として、様々な施設が建設され、歴史文化が育まれていった。また、第二次世界大戦での戦災を受けなかったため多くの文化財があり、古代から現在に至る時代の変遷を体感することができる。その一例として、「立石家」に関連する文化財群は、よく知られている。

03 歴史と文化の交差点 (河川と街道を通じた交流)

高瀬舟の特徴は、船底が浅く平らなことで、これにより水深の浅い川でも運用ができ、津山では、物資運搬において主要な役割を果たした。吉井川の高瀬舟は、最盛期には箱（鏡野町）まで、加茂川では加茂町塔中まで上がっていたが、江戸から明治にかけての期間を通して運行されたのは津山までである。津山での高瀬舟の発着場は、東は百間堤（東新



市街地を流れる吉井川

町)、西は明石屋淵（安岡町）、そしてその中間の船頭町付近にあった。発着場に集められた物資は、瀬戸内沿岸まで運ばれた。帰りは、津山で必要な物資を船に乗せて川をさかのぼった。高瀬舟は江戸時代、森・松平両藩のもと発展し、明治に入りいつその隆盛を見せるが、明治30年代に入り次第に衰退していき、中国鉄道の開通とともに役割を終えた。

山陽道と山陰道との中間にある美作国は、それらを結ぶ道をはじめ各地へ通じる道があった。その中でも出雲街道は、古代に畿内と出雲とを結ぶ官道で、いくつもの峠を直進する形で整備されていた。江戸時代に入り五街道に次ぐ重要な街道と位置付けられ、要所には宿場が置かれ、宿場町と呼ばれる町が形成された。市内では津山と坪井に宿場がおかれていた。その他、岡山と津山を結ぶ津山往来なども整備された。

これらの河川交通や街道は、人や物を運ぶだけでなく文化の伝播の役割を果たした。森・松平による茶の湯文化とそれに伴う和菓子文化は好例である。

江戸時代末から明治初めにかけて、津山藩からは日本の近代化に貢献した優れた洋学者を多く輩出した。彼らは江戸を舞台に活躍したが、津山にもその足跡を残している。一方で、彼らの活躍に影響を受けて洋学を学び、地域の医療や教育に尽した人物もおり、各地にゆかりの史跡や資料が残されている。

04 江戸の面影を残す津山城下町 (津山城跡と城下町の景観)

慶長8（1603）年、森忠政が入国し、東西の寺町、職人町をはじめ、現在も続く城下町や文化の基礎を築いた。元禄11（1698）年、森家にかわり入国した松平家は、徳川家康の次男結城秀康を祖とする越前松平家であり、徳川家の中でも御家門筆頭の如き扱いをされるほど非常に

家格が高く、津山の文化の発展だけでなく作州人の気質等にも大きな影響を与えた。

明治以降の近代化の時代には、鉄道、教育、医療等様々な整備が進められた。これらの整備は、これまでの城下町の都市構造や文化を守りながら行われ、継続的、重層的、一体的に歴史的風致を高めていくことになった。

地形をみると、津山はどの方向を見ても背景に緑の山があり、中国山地、小丘や田園、宅地内の緑や街路樹等の近景の緑により、緑の三重構造が視界に映し出される。また、吉井川、宮川、加茂川、皿川等の河川や水際景観は豊かで、盆地内の多くの丘陵地やため池とともに多様な景観を創出し、他都市にはみられない極めて「津山らしい」景観を形成している。

城下町は、今日に至るまで、戦災をはじめとする大きな火災に遭わなかったことから、現在も、城下町の都市構造（曲がり等を含む城下町特有の通り、職人町等の町割り）や歴史遺産（城跡、町家、武家屋敷、寺社群や、それらが一体となった町並み）が数多く残る。このようなまちを舞台に、人々の暮らしの中に、津山だんじり、寺院群、出雲街道周辺をはじめとする伝統を伝える多様な文化、伝統産業等の技術が伝えられてきた。

津山は、歴史的な町並み、区画された通り、盆地を取り囲む山々、町を流れる川など、都市構造や自然環境の中で、長い年月の間、歴史と伝統・文化・技術の大切さを知り、それを重んじる人々の活動によって脈々と伝承され、それが今も続き、さらに新たに創り出されているまちである。

05 今に伝わる津山の近代化

明治に入り、美作国は明治4（1871）年の廃藩置県により、津山県や鶴田県など10県となり、同じ年には10県をまとめて北条県となり、津山には、津山・北条両県の県庁がおかれた。明治9（1876）年には、岡山県に合併をしたため、政治の中心は岡山市へ移っていく。明治31（1898）年、当時の中国鉄道により岡山と津山（現在の津山口駅）との間に鉄道が開通し、高瀬舟や江戸時代からの街道に代わって、人と物の運搬の主流となっていく。昭和11（1936）年に造られ、現存施設では、梅小路機関車庫に次ぐ規模である旧津山扇形機関車庫をはじめとして多くの鉄道関係の施



旧津山扇形機関車庫

設が残っており、今でも使用されている。また、明治から昭和にかけての近代化の時期、城下町の中に建てられた建造物は、その多くは失われてしまったが、残された建造物は建設当時のままで、あるいは本来とは別の用途で使用されながら現在に伝わっている。例えば椿高下地内に、明治33(1900)年に完成した岡山県立津山高等学校本館は重要文化財に指定され、現在も学校施設として利用されている。

第4章 文化財の保存活用に関する課題の整理

01 文化財の把握

地域計画を作成するにあたり、その目的の一つである、まちづくりや観光等の他の行政分野と連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくために必要な、地域に残る指定未指定を問わない多様な文化財の総合的な調査を行い、文化財を取りまく現状を把握することができた。この結果は津山市が抱える文化財の保存・活用に関する課題を整理するうえで重要な調査となった。

(1) 文献調査

国、県、市、大学等の研究機関が実施した文化財の報告書や自治体史だけでなく、記念誌、地域誌、ガイドブック等に記載のあるものを収集した。

(2) 地域住民グループによる調査

地域住民による文化財調査を行うことで、より詳細な調査が期待できるとともに、地域の人達が何を大切にしてきたかをあわせて把握する目的で調査を行った。

(3) 現地調査

専門家はその専門分野について現地調査を行うとともに、市職員が現地調査を行い、文献調査等の補完を行った。

(4) 小・中学校アンケート

児童生徒がどのようなものを大事にしている、残していきたいと考えているのかを把握し、現在作成中の地域計画に反映させ、より良い学校と文化財担当との連携した取組みを行うことを目的に、令和元年度に、市内小・中学生を対象にアンケート調査を実施した。

02 文化財に関する基礎資料

(1) 自治体史

津山市史は、昭和47(1972)年に「原始・古代」が発行され、平成7(1995)年に「近世Ⅱ」の発行をもって事業を終了した。「加茂町史」は昭和50(1975)年、「阿波村誌」は平成5(1993)

年、「勝北町誌」は平成3(1991)年、「久米町史」は昭和59(1984)年に発行されている。これらの自治体史では、地域に特徴的な事項、例えば「加茂町史」では、たたらや茅葺に関する項目が充実している。個別の文化財の調査については、一通りのいわゆる未指定文化財の調査も行われており、一部は総合的な調査が行われているようであるが、多くは通史を書くにあたって、付随的に調査が行われたようである。また、昭和56(1981)年から平成3(1991)年にかけて「岡山県史」が発行され、津山市における調査も行われている。津山市を限定しての記述は多くないが、岡山県内の他地域との比較など極めて有用な資料である。

なお、現在「新修津山市史」を編さん中であり、それに伴い今後、文化財に関しても調査が行われる予定である。

(2) 国・岡山県・津山市作成の文化財調査報告書

津山市、文化庁、岡山県および研究機関等が実施した調査の報告書である。文化庁および岡山県が実施したものは、調査範囲が市もしくは市を含むそれより広い範囲を対象とした調査であり、津山市内全域での、その分野での総合的な調査と位置付けられる。また、例えば、「津山の社寺建築」や「津山の祭りとだんじり」等の報告は、調査範囲が、現在の津山市の一部に限った内容となるが、その範囲のその分野での総合的な調査と位置付けられるものである。さらに、ここには、文化財の保存や整備等に際して作成された報告書も含まれる。

(3) 埋蔵文化財調査報告書

津山市および岡山県が実施した、主に開発行為に伴い記録保存を行った個別の遺跡の報告書である。なお、市内の埋蔵文化財分布調査は、「改訂 岡山県遺跡地図」により実施されている。

(4) 博物館等の発行書籍

津山郷土博物館と津山洋学資料館が収蔵資料の調査研究および企画展開催に伴い発行した、研究書や展示図録等である。特に文書関係の調査が充実している。

(5) 所有者による文化財修理報告書

所有者による文化財修理に伴い作成された報告書である。当該文化財の詳細な内容が一部文化財の周辺も含め記録されている。

(6) 地域誌・記念誌等

地域住民が主体となって、資料収集しまとめた冊子である。調査は地域で大切にされてきたものを対象としており、未指定文化財の把握はもとより、地域住民が何を大切に思っているかを知る手掛かりとなるものである。

(7) 地域住民グループによる調査

地域計画作成にともない、5つの地域住民グループに、地域で大切にされてきたものの調査を依頼した。(6)と同様に未指定文化財の把握はもとより、地域住民が何を大切に思っているかを知る手掛かりとなったことに加え、地域の課題、例えば古くからの言い伝えを知る人が少なくなっている等の課題を把握することができた。

(8) 現地調査

一部地域について、津山市教育委員会職員が現地にて、住民からの聞き取りや踏査を行った。また、近代化遺産、津山石およびたたらについては、研究者が関連文化財群作成に伴い現地調査を行った。

(9) 小・中学校アンケート

学校と文化財担当とが連携した事業（授業等）実施に向けた協力体制構築のきっかけとすることを目的とし、あわせて、児童・生徒が大切に思っている地域の文化財が何かを把握するために実施したもので、特に児童・生徒がどのような地域の文化財を大切にしているかを把握できた。

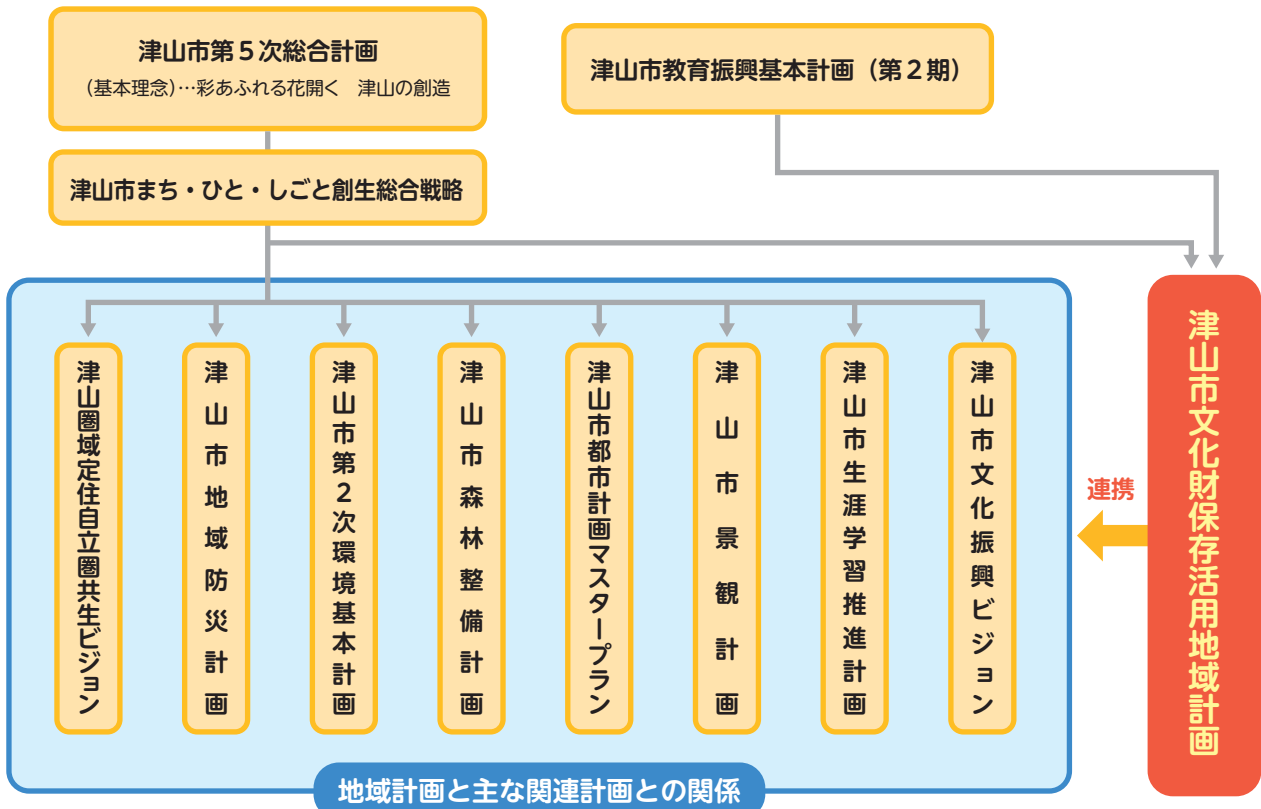
03 地域計画の位置づけ

(1) 行政上の位置づけ

地域計画は津山市の最上位計画にあたる「津山市第5次総合計画」と教育委員会の最上位計画である「津山市教育振興基本計画（第2期）」の理念や目標を実現するための計画である。

上記の計画ではそのどちらも、基本方針として、「ふるさと津山に誇りと愛着を持てるよう、地域で守り伝えられてきた有形・無形の伝統文化の調査研究とそれらの一体的かつ総合的な保存・活用の推進と整備を図り、次代に継承していくことを推進する。」ことを定めており、これ

を実現するために、地域計画を文化財を活かしたまちづくりに関する事業の上位計画的な性格をもたせ、津山市内における中・長期的な観点からの文化財の保存・活用のための取り組みを明らかにしたうえで、行政内だけではなく多様な人たちが参加した、計画的・継続的な取り組みにより、地域総がかりによる文化財の次世代への継承を確実なものとするための計画と位置付ける。



(2) 主な関連する行政計画

地域計画の上位計画及び主な関連計画は以下のとおりである。

■津山市第5次総合計画

作成年月	平成 28 (2016) 年 3 月	計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 津山市の行政運営における最上位計画 津山市の特性・社会潮流の変化・市民ニーズを把握し、目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにするための総合的なまちづくりの指針 		

計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○基本理念「彩あふれる花開く 津山の創造」 ～市民一人ひとりの想いがかなう 夢と希望の花が咲き誇るまち～ ○開花プログラム(まちづくりの大綱) <ul style="list-style-type: none"> ・子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり ・健やかで安心できる支え合いのまちづくり ・雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり ・豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり ・災害への備えと都市機能の充実したまちづくり
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・開花プログラムⅠ「子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり」において、「歴史・文化を守り伝えるために」以下の方針が位置づけられている ○歴史文化の継承と文化財の保存・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと津山に誇りと愛着を持てるよう、地域で守り伝えられてきた有形・無形の伝統文化の調査研究を進め、一体的かつ総合的な保存・活用の推進と整備を図り、次代に継承していく 文化財の保存管理に努め、各種調査成果を積極的に公開し、広く活用できる環境を整え、文化財を活かしたまちづくりを推進する

■津山市教育振興基本計画(第2期)

作成年月	平成 29 (2017) 年 2 月	計画期間	平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法第 17 条第 2 項に基づく計画であり、就学前・義務教育、家庭教育、社会教育において、子どもたちの育成を図り、豊かな自然環境や歴史・文化遺産等の教育資産を活かした教育施策を推進するための計画 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○教育基本理念：「つなぐ力」を育む ○教育基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・個の確立とつなぐ力を育む(幼児・学校教育) ・身近な人々のつなぐ力を育む(家庭・地域教育) ・過去から現在、未来へつなぐ力を育む(生涯学習－生涯学習の推進・スポーツ・文化・歴史－) 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の中で、歴史文化の継承と文化財の保存・活用に関する施策、郷土学習の推進に関する施策について以下のことが述べられている ○文化財の保存と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究と保護施策の推進／文化財の公開と学習機会の充実／指定文化財の保護修理と整備／市民や関係部局、団体との連携／歴史資産の保存と町並み景観の整備 ○郷土史学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市史編さん事業／学術研究の成果にもとづいた学習機会の提供／郷土を大切に作る心の醸成／地域の学習資源の活用 		

■津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

作成年月	平成 27 (2015) 年 10 月	計画期間	平成 27 (2015) 年度～平成 31 (2019) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生の達成のため、2つの大目標と4つの基本目標に基づき策定するもので、第5次総合計画の下位計画とします。また、津山市成長戦略などの個別計画との整合を図り、2060年を見据えながら緊急に取り組むべき施策を「総合戦略事業」と位置付けた行動計画とします 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○総合戦略が目指す2つの大目標 <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる施策を講じて人口減少・少子化を食い止め、人口構造を維持し、まちの活力を創出する ・住みやすさを追求し、住み続けたい・住んでみたい、誇りに思えるまちを実現する 		

歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ○観光の拠点づくり ・城下町津山を観光の核として、城東・城跡周辺・城西地区を回遊できる仕組みを構築し、観光客の滞在時間の延長による他の観光資源への誘客を図る。特に、城東地区に重点を置き、にぎわいの創出と魅力づくりを行う（文化財を活かしたもの）
-----------	--

■津山圏域定住自立圏共生ビジョン

作成年月	平成 29 (2017) 年 3 月	計画期間	平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市と近隣自治体の間で、それぞれの意思による協定の締結によって形成する圏域において、中心市においては圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村においては必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全を図るなど、それぞれの役割分担と有機的な連携・協力のもとで圏域全体の活性境の保全を図ることによって、圏域からの人口流出を食い止めるとともに、人の流れを創出するもの 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏形成協定に基づき、津山圏域が連携・協力して、それぞれの地域の魅力や資源を活かした活性化と生活基盤の充実と愛着・誇り、魅力にあふれた地域に住み続けたいと感じられる、圏域の形成と発展を目指すための具体的な取組を示すもの 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域内の観光客は横ばいとなっており、訪日外国人も含め、更なる観光客獲得のため、圏域内に点在する観光資源（文化財など）を連携させ、プロモーションや情報発信の強化に取り組む必要がある 		

■津山市地域防災計画（震災対策編／風水害対策編）

計画年度	(震災対策編) 令和元 (2019) 年度版	計画年度	(風水害対策編) 令和元 (2019) 年度版
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づき、津山市防災会議が、市及び市域に係る防災関係機関、団体、住民等が処理しなければならない防災に関する事務、業務について定めた総合的な運営計画 ・津山市地域防災計画は、「震災対策編」「風水害対策編」をもって構成されている 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災対策編」「風水害対策編」とも、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画が定められている 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予防計画において、それぞれ以下のように示されている ○震災対策編 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財に対する市民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る ・「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う ・適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する ・文化財および周辺環境整備を実施する ○風水害対策編 <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の高揚 ・防火・防災設備の整備 ・防火・防災訓練の実施 		

■津山市第2次環境基本計画

作成年月	平成 28 (2016) 年 3 月	計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法及び津山市環境基本条例に基づき、環境行政の基本的な方針・考え方を定め、市民や事業者が行政とともに協力して環境保全に取り組んでいくための「市民参加の仕組みをつくる」ための計画 		
計画の概要	<p>○環境将来像(めざすまちの姿)「刻を積み ^{とき}いのちはぐくむ水、土、緑 未来につなぐ にぎわいのまち」</p> <p>○ビジョン</p> <ul style="list-style-type: none"> (ひと分野) エコな行動をする人のまち (しぜん分野) 安らぎの自然豊かなまち (まち分野) 住んでみたいまち 住んでいたいまち (しくみ分野) 持続可能な低炭素のまち/資源のまわる美しいまち 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 4つのビジョンのうち、まち分野において、「緑があふれ歴史を感じるまち」として以下のように示されている ○歴史を感じるまちなみを保全する ・まちなみ景観に配慮したまちづくりを推進する 		

■津山市森林整備計画

作成年月	(変更:平成 29 (2017) 年 4 月)	計画期間	平成 25 (2013) 年度～令和 4 (2022) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業を示す計画 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 森林整備に関する事項 森林の保護に関する事項 森林の保健機能の増進に関する事項 その他森林整備のために必要な事項 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 森林の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項の中に、以下のことが述べられている ○保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ・文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林 ・史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林 		

■津山市都市計画マスタープラン

作成年月	平成 20 (2008) 年 3 月	計画期間	10 年
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づき定める ・まちづくりの基本的な考え方、土地利用、道路・公園等の都市施設の整備方針等を明らかにし、具体的な都市計画を計画を定める際の体系的な指針 		
計画の概要	<p>○主要目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県北の中心拠点にふさわしい、活力ある都市 ② 自然と共生するまとまりのある都市 ③ 特色のある資源をまちづくりに活かした魅力的な都市 ④ 子どもから高齢者、障害者などすべての人にやさしい都市 ⑤ 明日を担う人材の育成 		

歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> • 主要目標③のうち「歴史文化遺産の保全と活用」で、貴重な資産を後世に継承するために積極的な保存と整備を図る。また、これらの歴史文化遺産を活用したまちづくりを推進する
-----------	---

■津山市景観計画

作成年月	平成 28 (2016) 年 2 月	計画期間	
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> • 景観法に基づく法定計画であり、景観行政団体が景観形成の方針・基準・行為の制限等を定めるもので、景観行政を進める基本的な計画 • 「津山市歴史的風致維持向上計画」は、本計画と連携して実行するものである 		
計画の概要	<p>○4つの目標</p> <p>目標1：豊かな自然を守り、育てます</p> <p>目標2：地域の歴史を守り、伝えます</p> <p>目標3：にぎわいのある、美しいまちをつくります</p> <p>目標4：地域主体の景観づくりを目指します</p>		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> • 「地域の歴史を守り、伝えます」という目標達成のために以下の方針が位置づけられている ○具体的目標 <ul style="list-style-type: none"> • 津山城を中心とした城下町の史跡や町並み、全域に点在する古墳などの遺跡や社寺などは、本市の歴史をたどる大切な資源です。これら地域の歴史資源を守り、次の世代に伝えていくことで郷土への誇りと愛着を育てます ○方針 <ul style="list-style-type: none"> • 史跡や遺跡などの歴史的資源の保存、活用 • 歴史的資源に調和するように周辺の建築物や工作物への配慮 • 地域行事の伝承 		

■津山市生涯学習推進計画

作成年月	平成 28 (2016) 年 3 月	計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> • 市民が生涯を通じて学び、社会を生き抜く力を身につけ、自己実現とまちづくりにつながる生涯学習の推進を図る 		
計画の概要	<p>○基本理念 「学ぶ、活かす、つなぐ、創る」</p> <p>○基本目標</p> <p>①学ぶ 学びを通じた自己実現</p> <p>②活かす 学んだ知識や経験の活用</p> <p>③つなぐ 人・地域・世代を結ぶつながりづくり</p> <p>④創る 希望あふれるまちづくり</p>		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> • 「ふるさと津山の学習資源の活用」において次のように取り組むこととする ①津山にある豊かな歴史文化、自然などの地域資源を有効に活用し、地域への愛着や誇りを持つことができるよう、地域に根ざしたテーマの学習活動を推進する ②伝統や文化、人の持つ知識や経験なども大切な地域の学習資源として、それが若い世代へ受け継がれるよう、三世代での交流や子供会活動等を充実する 		

■津山市文化振興ビジョン

作成年月	平成 28 (2016) 年 3 月	計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 7 (2025) 年度
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 津山市第 5 次総合計画に基づき、その基本方針で定める「芸術文化活動の充実」と「歴史文化の継承と文化財の保存・活用」を効果的に推進するための基本的な方針とする 		
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 5 つの取組みを定める <ol style="list-style-type: none"> ①市民の文化活動の充実 ②文化の保存・活用・継承 ③文化施設の整備と活用 ④文化情報の収集と提供、発信 ⑤文化振興推進体制の充実 		
歴史文化の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ①歴史的文化遺産の保存・活用・継承の充実 本市の特徴的な歴史と文化を物語る貴重な遺産を次世代に保存継承するため、調査・研究を充実させ、文化財の指定、登録につなげる。また、歴史的文化遺産の公開や整備等による活用を図るとともに、歴史的文化遺産を支える人材の養成・確保、学習活動の充実に努める ②地域文化の保存・継承 地域の中で育まれた生活文化や民俗行事、伝統芸能などの特色ある地域文化の保存・継承に努める 		

04 文化財の保存・活用に関する課題

- 課題 1. 文化財に関する総合的な調査が不十分な分野や地域があり、また情報の古いものが見られ、文化財の現状把握が十分ではないこと。
- 課題 2. 文化財の価値づけが不十分なものがあり、そのため市民がその価値を正しく認識できていないこと。
- 課題 3. 既存の制度では、保存・継承できない文化財への対応が十分ではないこと。
- 課題 4. 防災・防犯への取り組みが十分ではないこと。
- 課題 5. 災害発生時の対応マニュアルが十分整備されていないこと。
- 課題 6. 地域の魅力的な歴史文化に関心をもって理解し、その魅力を発信できる人材を育てる取り組みが十分ではないこと。
- 課題 7. 学校や地域社会に対する積極的な働きかけが十分ではないこと。
- 課題 8. 外国からの来訪者への対応が十分ではないこと。
- 課題 9. 新たな技術を導入する等、既存の取り組みにとらわれない、新たな公開、活用事業の実施が十分検討されてこなかったこと。
- 課題 10. ユニバーサルデザインの導入など、誰もが文化財に親しむことができる環境整備が十分ではなかったこと。

- 課題 11. 文化財担当からユニークベニュー等の新たな文化財活用の可能性について十分提案できていなかったこと。
- 課題 12. 行政・所有者・地域住民の役割が明確ではなかったこと。
- 課題 13. 所有者・地域住民の自立した、文化財保存・活用を行うための組織作りが行われていなかったこと。
- 課題 14. 文化財の保存・活用を担う人材の確保が十分でないこと。
- 課題 15. 金銭面で保存・活用できない文化財に対する制度の整備が十分ではなかったこと。

第5章 文化財の保存活用に関する方針

地域の歴史文化を守り、伝えていくには、個別の文化財の保存だけでなく、その周辺環境を一体的にとらえそれを保存する必要もある。そのことを実現させるには、自発的な地域住民の協力は欠かせない。自発的な協力を得るには、地域の歴史文化の価値を明らかにし、それを伝えていくこと、つまり、普及・啓発活動等の「活用」を通じての取り組みが極めて重要となるため、保存と活用を一体的なものにとらえて各方針を定めた。

(1) 文化財の調査研究

課題1. 文化財に関する総合的な調査が不十分な分野や地域があり、また情報が古いものが見られ文化財の現状把握が十分でないこと。

課題2. 文化財の価値づけが不十分なものがあり、そのため市民がその価値を正しく認識できていないこと。

文化財を保存活用するにあたっては、その実情を適切に把握することが前提である。この地域計画作成に伴い行った未指定文化財の調査では、調査が不十分な分野、地域が明らかとなった。それら不十分な分野、地域については、必要な調査を実施することとする。

この調査には現在編さん中の「新修津山市史」の調査と協力をして行うこととする。この調査結果は、データベース化し公開を行うことで、文化財の周知による継承を促す。

(2) 文化財の保存

課題3. 既存の制度では、保存・継承できない文化財への対応が十分ではないこと。

課題4. 防災・防犯への取り組みが十分ではないこと。

課題5. 災害発生時の対応マニュアルが十分整備されていないこと。

文化財を保存し継承していくには、まず既存の制度を活用して保存を確かなものとするのが重要である。さらに既存の制度では対応が特に難しい未指定の文化財については、新たな仕組みを取り入れて保存・継承をはかることとする。そのために、地域で文化財を見守る人材を養成し、活動の支援を行うことで、文化財に関わる人材のすそ野を広げ、文化財の保存を確かなものとなることを目指す。

現在実施中の指定文化財の整備事業については、引き続き計画に基づき進めていき、より良い保存と活用を行っていく。

日本は災害が多い国であり、津山市もまた同様である。災害により生活に必要なインフラだけでなく、地域の歴史文化資源もまた被害を受けることとなる。災害発生時は人命救助や避難対応が優先されるため、地域の文化財の被害状況確認には時間がかかることが想定される。そ

のため、特に効率的な初動対応について検討を行う。

(3) 文化財の活用

課題6. 地域の魅力的な歴史文化に関心をもって理解し、その魅力を発信できる人材を育てる取り組みが十分ではないこと。

課題7. 学校や地域社会に対する積極的な働きかけが十分ではないこと。

課題8. 外国からの来訪者への対応が十分ではないこと。

課題9. 新たな技術を導入する等、既存の取り組みにとらわれない、新たな公開、活用事業の実施が十分検討されてこなかったこと。

課題10. ユニバーサルデザインの導入など誰もが文化財に親しむことができる環境整備が十分ではなかったこと。

課題11. 文化財担当からユニークベニュー等の新たな文化財活用の可能性について十分提案できていなかったこと。

地域の文化財は、子どもたちが学習するうえで優れた教材であり、学校教育における「本物」である教材は重要なものとなる。学校が実施する歴史や地域学習、観光に特化した授業を協力、支援、実施することで、子どもたちが地域の魅力に気づき、発信できる力を身につけることを目指す。地域住民にも同様に文化財に関わる取り組みを実施する。

外国人観光客の誘致に成功しても、観光客の受け入れ態勢が整っていないければ、津山の魅力を楽しんでもらうことはできないため、観光客誘致と並行して情報の多言語化等のハード面での整備とともに、ガイドの育成等のソフト面での事業も推進する。

文化財の活用には、特に新たな取り組みを行うに際して、基礎的な調査を行うことが必要となる。そのため、市場調査等必要な調査を実施することとする。

文化財の公開については、特に博物館収蔵資料の整理、公開を積極的に行い、研究の促進につなげるとともに、地域住民にもその研究成果を享受できる場の提供を行う。これには、新たな技術の導入も視野に入れる。

何らかの配慮を必要とする人の文化財の活用（観光等）は特別なものとするのではなく、普通に楽しむことができるための取り組みが十分ではなかったことへの反省から、全ての人々が文化財活用（観光等）の楽しさを享受できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を導入する。これには、ハード面での整備だけでなく、人的サービスや情報発信などソフト面も含めた総合的な事業として取り組んでいく。

文化財等の特別な会場を会議等に活用するユニークベニュー事業について、実施に向けた調

査を行い、本事業実施を通して文化財の魅力を知ってもらうきっかけとなることを目指す。

なお、関連文化財群と文化財群保存活用区域に関する活用の方針は、「第6章 関連文化財群」、
「第7章 文化財保存活用区域」に記載した。

(4) 住民や民間団体等と協働

課題 12. 行政・所有者・地域住民の役割が明確ではなかったこと。

課題 13. 所有者・地域住民の自立した、文化財保存・活用を行うための組織作りが行われてこ
なかつたこと。

課題 14. 文化財の保存・活用を担う人材の確保が十分でないこと。

文化財の保存活用を進めるには、行政、所有者、地域住民が果たすべき役割を明らかにする
必要がある。そのために、地域計画審議会の機能を強化するとともに、文化財保存活用支援団
体の認定について、検討を行い、また認定に向けた支援を行う。これらの取り組みを通じて地
域の実情に合った、自立的で持続可能な文化財の保存と活用を目指す。

(5) 資金面での対応

課題 15. 資金面で保存・活用できない文化財に対する制度の整備が十分でなかったこと。

資金面で文化財の保存ができない場合に、民間資金の導入や津山市の補助要項の改正等を検
討し、できる限り資金面の問題で文化財が失われることを減らす仕組みを考えていく。